

令和2年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年9月1日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和2年9月1日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 認定第1号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 認定第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 議案第68号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第69号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について
 - 議案第70号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第71号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第72号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第73号 令和2年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第74号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第75号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

議事日程第1号

令和2年9月1日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 3件

(1) 「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するための「地域医療機関等への機能継続交付金」の創設を求める陳情

(2) 「新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書(案)」の採択を求める陳情

(3) 例月現金出納検査の結果について(報告) (令和2年5月分から7月分まで)

町長報告 1件

報告第9号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 15件

認定第1号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第68号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第69号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算(第5号)について

議案第70号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第 71 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について

議案第 72 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につい
て

議案第 73 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 74 号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 75 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める意見書

日程第 5 議案の審議及び採決 1 件

議案第 68 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1 番 清水 亮太	2 番 福井 俊雄
3 番 奥村 悟	5 番 安藤 信治	6 番 伏屋 光幸
7 番 安藤 雅子	8 番 山田 儀雄	10 番 大沢 まり子
11 番 岡本 隆子	12 番 谷口 鈴男	

欠席議員（1名）

9 番 加藤 保郎

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 伊左次 一郎
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 各務 元規	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 小木曾 昌文

農 林 課 長 高 木 雅 春
建 設 課 長 早 川 均
生涯学習課長 古 川 孝

上下水道課長 鍵 谷 和 宏
会 計 管 理 者 可 児 英 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 村 治 彦

議 会 事 務 局 記 大 脇 敬 之
書

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和2年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、加藤保郎議員から本日欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく申し上げます。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

この挨拶を全てチェックし校了した後に、安倍首相の辞任というニュースが入ってきました。若干、その件について触れさせていただきたいと思います。

令和2年8月28日、安倍首相が辞任の意向を表明されました。7年8か月の長期にわたり重責を担ってこられたことに心からお礼と感謝を申し上げます。

安倍首相ほどマスメディアに扱われた総理、そしてそのほとんどが批判であったことは事実であります。この議場にも様々な所感をお持ちの方がおられると思いますが、御嵩町長の私の立場から言うならば、安倍政権は不可能とされてきた亜炭鉱廃坑への地下充填を実現していただいた政権であります。どれだけ感謝しても感謝し切れません。

政治は人によって行われ、制度も人によってつくられます。制度を解釈するのも人であり、何かしてやりたいと情を持つのも人であり、私の運のよさは、人との出会いに恵まれたことにあります。出会ったどの人を欠いても地下充填は実現しなかったであろうと思っております。現段階では前回同様、実質令和3年度からの事業の補正予算に計上されるか否かについては不安に思いつつ、今後について注視してまいりたいと考えております。

安倍首相におかれましては、一日も早く健康を取り戻されることを祈念し、感謝したいと思っております。

それでは、御嵩町議会第3回定例会の開会に当たり、町政を巡る諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

令和2年7月中旬以降、新型コロナウイルスの感染は4月と同等、それ以上のスピードで急

速に拡大しています。感染拡大を受け、県が7月31日に独自の第2波非常事態を発表されたことに伴い、本町においても特措法には基づきませんが、8月6日付で御嵩町新型コロナウイルス感染症対策本部を再度設置することといたしました。今後も県と連携しながら、対応に努めてまいります。

第2回定例会において第2波のピークを少しでも遅く、低くし、特効薬やワクチンの開発までの時間を稼がなくてはならないと申し上げましたが、第2波は予想より早まった印象があり、本町における感染拡大についても、非常に心配な状況にあります。

そのような状況の中、最近悩ましい事案があります。どの自治体でも発生しているようですが、県から感染者の発表がされると、その自治体では、いわゆる魔女狩りが始まります。そして、感染者への誹謗中傷の言動が多数発生します。電話が中心での被害になりますが、1日中対応に忙殺されるとの報告もされています。また、関係すると考えられる保育園や学校でも同じような現象が起きているようでもあります。

町民の皆様や町民を代表する議員の皆様がこの場でお願いしたいのは、私ももちろん含む御嵩町役場では、県が感染者として公式発表されるのは、年代・性別のみであります。したがって、それ以外の情報は持っていません。早いか遅いかの時間差、数日という差の場合もありますが、誰なのかおおむね知ることとなります。しかし、それは公式発表の情報ではなく、非公式の情報でしかありません。それは、病気というプライバシーの問題、差別の問題も含むこととなります。

県は、公式発表後、感染者の濃厚接触者の割り出しを実施し、クラスター潰しを徹底的にしています。県のこの方針の実績は信頼できることを証明しています。濃厚接触者は全て検査し、結果が出るまで自宅待機、たとえ陰性が確認されても、しばらく待機が続きます。安心は安易にはできないにしても、どうか冷静さを保っていただきたいと思います。

また、いま一度新しい生活様式であるマスクの着用や小まめな手洗いはもちろんのこと、3密となる感染リスクの高い場所を避けることを特に心がけていただきますよう、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスとの闘いは、今後も続いていくことが想定されますが、これまで長年にわたり開催されてきたイベントや会合の多くが、これを機になくなってしまふことは避けたいと考えています。議員の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防に努めていただくとともに、イベントや会合がどうしたら開催できるのか、どのように継続していくべきなのかなど、様々な御意見や御提言を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に加え、7月上旬には令和2年7月豪雨が発生しました。被災された皆様、並びに家族、関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。令和2年7月豪雨

は、停滞した梅雨前線に大量の水蒸気が流入したことにより、線状降水帯が形成され、九州を中心に広い範囲で総雨量 1,000 ミリを超える記録的な大雨が降りました。岐阜県においても、下呂市地内で飛騨川の氾濫に伴う浸水、地域の大動脈とも言える国道 41 号の崩落等、大きな被害が発生しました。

本町においては、土砂崩れや倒木が発生し、一部の地域では交通に支障が生じたものの、大きな被害が出ることはありませんでした。運がよかったと考えるべきと感じております。

豪雨は台風だけでなく、短期的で局地的なもの、今回のように数週間にわたって降り続くものなど、パターンも発生する回数も増加し、被災のリスクは高まっていると言えます。本町に大きな被害をもたらした平成 22 年 7 月 15 日、平成 23 年 9 月 20 日の豪雨から約 10 年が経過しましたが、風化させることがあってはなりません。町民の皆様におかれましては、各種災害への備えとして、ハザードマップ、避難所の確認をしていただくとともに、各御家庭の非常持ち出し品にマスク、消毒液、体温計などの新型コロナウイルス感染対策用品を追加していただきますようお願いいたします。本町においても避難所における感染拡大を防ぐためのパーティション等の準備は鋭意進めておりますが、感染拡大防止には避難される方の御協力が不可欠となりますので、何とぞよろしくようお願いいたします。

困難な局面が続いていますが、一丸となって乗り越えていきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

令和元年度決算の概要について触れさせていただきます。

一般会計及び特別会計決算の総額につきましては、下水道特別会計が下水道事業会計に移行したこともあり、前年度と比較して歳入が 2.4%の減、歳出が 1.5%の減となりました。このうち一般会計の歳入で見ると、保育の無償化により負担金と使用料が減額となりましたが、国庫支出金、県支出金及び亜炭鉱跡防災対策事業に係る諸収入の増額が歳入総額を押し上げ、歳入総額は対前年度比で 7.4%の増額となりました。また、一般会計の歳出では、新庁舎建設に係る設計事業などによる総務費の増額や、プレミアム付商品券事業などによる民生費の増額、また亜炭鉱跡防災対策事業による消防費の増額などにより、歳出総額は前年度比で 7.4%の増額となりました。

次に、地方財政に係る健全化判断比率についても触れさせていただきます。

令和元年度の実質公債費比率は、可茂衛生施設利用組合への負担金が増加した一方で、標準税収入額も増加したことにより、前年度より 0.3 ポイント低い 6.8%となりました。また、将来負担比率については、起債の元金償還に伴う減や、基金の積み増しなどにより、数値なしの状態を維持しています。いつも申し上げていますように、特にプライマリーバランスと将来負担比率を大切に、現在計画進行中の新庁舎等建設に際しても有利な財源を探し、将来に過度

な負担を強いさせないよう配慮していきたいと考えています。今後も健全な財政運営に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

新庁舎等の整備事業についての状況を御報告させていただきます。

新庁舎等建設に向けた最初の法的手続となった農振法による農用地区域からの除外申請について、去る令和2年7月2日から17日までにかけて御嵩町農業振興地域整備促進協議会に審議いただきました。これに関連して、隣接自治会である南山自治会の自治会長をはじめとして、役員の皆様にも御協力を賜るとともに、議会におかれましても令和2年7月13日に新庁舎等建設特別委員会を開催していただき、新庁舎等の早期供用開始に向け、町執行部及び議会が一丸となって推進していくとした委員会報告書を提出され、議会の意思を示していただき、厚くお礼申し上げます。

こうした経緯を踏まえ、令和2年7月17日付で除外はやむを得ないとの答申を受け、県に進達したところであります。引き続き、農地転用及び開発許可申請に向け、関係機関と協議を重ねながら、鋭意進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業が、事業期間の最終年度を迎え、措置された基金全額を有効に活用するため、全力で取り組んでおります。現在も5つの工事が並行して進められており、各工事とも充填量の想定が難しい中、日々集計と想定を繰り返し、精査を行っております。

また、第6期計画地の地盤脆弱性調査の結果に基づき、去る7月31日に開催された令和2年度第1回亜炭鉱跡防災対策検討委員会において、第6期計画地全域がレベル1の判定を受けました。この判定を受け、先月8月17日の第4回臨時会において第6期計画地の一部を既発注に追加する工事請負契約の変更に関する議案3件について議決をいただきましたので、年度末の工事完成に向け、最大限の努力をしております。

町内を東西に走る国道21号可児御嵩バイパスは、現在、上恵土本郷西交差点付近から伏見野崎交差点間を施工区間として4車線化に向けての工事が国土交通省において進められています。これは、国の令和元年度補正にて予算化されたものであります。本町としては、残る暫定2車線区間の全線4車線化を引き続き強く要望をしていく所存です。

今年度前半の同バイパス4車線化への要望活動について御報告しておきたいと思っております。

令和2年3月24日、岐阜県第4区に係る政府与党の国会議員の方々に本格的4車線化への取組のお願いをいたしました。

3月27日には、多治見砂防国道事務所にて植野所長、副所長と面会し、本町の思いを伝え、4月8日には、中部地方整備局へ伺い、局長ほか幹部の皆さんと面談する予定でしたが、コロナウイルス感染症の影響が懸念されたことから、訪問を延期いたしました。

6月25日に中部地方整備局の勢田局長をはじめ、副局長、道路部長、道路調査官と面会し、4車線化へ向けての本町の熱い思いを伝えてまいりました。

7月7日には、県事業行政懇談会において、県も支援をしていただきたいと可茂土木事務所長や岐阜県議会議員に要望させていただきました。

同17日には、国土交通省関連事業連絡調整会議の場において、再度多治見砂防国道事務所長を含む幹部の皆様には要望活動をした次第であります。

同バイパスは、本町の工業団地などへ向かう車両が増えたこともあり、朝夕の渋滞は激しいものになっております。また、新庁舎建設予定地は、同バイパス沿線でもあることから、渋滞緩和と新しいまちづくりへの拠点へのアクセスをよくするためにも、同バイパスの4車線化を実現させていただきたいと考えています。今後においても、積極的に要望活動を展開していきたいと思っております。御嵩町議会におかれましても、御支援、強力な後押しをよろしく願います。

本町の公共下水道は、木曽川右岸流域下水道区域に位置づけられ、平成2年に流域関連公共下水道全体計画を立案し、都市計画決定、事業認可を受けて、事業に着手しました。その後、幾度かの計画の変更、事業区域の拡大を経て、下水道全体計画区域を935ヘクタールと位置づけ、今日まで鋭意事業の進捗に努めてまいりました。

しかし、昨今の下水道事業を取り巻く環境は、下水道整備を促進する一方で、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化により、料金収入の減少、施設更新費用の増加など、今後さらに下水道事業の経営状況は厳しさを増していくことは予測されます。

平成29年度に策定、公表した御嵩町汚水処理施設整備構想では、より効率的かつ経済的に下水道事業を継続していくため、経済比較を基本とし、現状で家屋の立地がなく、今後も整備が見込まれない地区や、費用を比較検討の上、浄化槽整備が有効となる地域を下水道整備から浄化槽整備へ転換し、公共下水道全体計画区域を838ヘクタールに見直し、下水道整備の早期完了を目指すことといたしました。なお、雨水計画については、935ヘクタールで変更しておりません。

今回の都市計画の変更は、この汚水処理施設整備構想の見直しに整合を図り、汚水排水区域を838ヘクタールに変更するよう進めてきたもので、本年1月に住民説明会を開催し、計画案の縦覧を経て御嵩町都市計画審議会へ諮問し、本年7月2日付にて御嵩町都市計画下水道の変更計画案は適切であるとの答申をいただき、その後、直ちに岐阜県知事の同意を求め、8月14日に都市計画の変更決定の告示を行いましたので、御報告を申し上げます。

本町では、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後において、総合的に農業振興を図るべき地域を農業振興地域として指定しており、さらにその中で優良農地として守っていく

必要がある農地を農業振興地域内の農用地区域として指定しています。農振農用地は、農業上の用途、区間、区分が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することはできません。農業以外の目的で使用する場合は、農地法による転用許可を受ける前に、農業振興地域整備計画の変更、農振除外手続が必要となります。この手続は毎年1回としており、5月初めから5月末日までの間、農振除外の申請を受け付け、6月に御嵩町農業振興地域整備促進協議会へ諮問を行っています。本町の重大事業である新庁舎等整備事業に係る建設用地の農振除外も含まれていたため、例年以上に慎重なる審議をしていただきました。令和2年7月2日及び7月17日に農振協議会から答申をいただき、本年度の農振農用地からの除外は5件27筆、2.48ヘクタールとなりました。このうち1件22筆、2.26ヘクタールが新庁舎建設用地になります。今後は、県へ御嵩町農業振興地域整備計画変更の手続を進めてまいります。

今回、提案いたします議案の令和2年度一般会計補正予算関連について、主な内容を御報告いたします。

まず歳入につきましては、普通交付税の額の決定により、地方交付税を1億4,915万6,000円増額したほか、前年度の決算を受けた繰越金7,976万8,000円などを増額計上しております。

次に、歳出につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止になった事業の減額のほか知事選挙や基金積立金など、総務費では1億727万3,000円を増額、民生費では介護保険特別会計繰出金など1,834万5,000円を増額しております。これらのほか地方債の補正を行い、補正予算額は歳入歳出とも1億3万9,000円の追加となっております。

今回、提出いたします議案は、令和元年度の決算認定6件、人事案件1件、予算関係5件、条例関係2件、報告案件1件の都合15件であります。

以上、町政を巡る諸課題についての所見や報告とともに、令和元年度決算及び令和2年度一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 奥村悟君、5番 安藤信治君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る令和2年7月31日の議会運営委員会において、本日より9月18日までの18日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月18日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 「コロナ社会」での必要な医療提供を継続するための「地域医療機関等への機能継続交付金」の創設を求める陳情、2. 「新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書（案）」の採択を求める陳情、3. 例月現金出納検査の結果について（令和2年5月分から7月分まで）の報告であります。以上の3件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第9号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

おはようございます。

それでは、報告第9号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御報告いたします。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、去る令和2年8月4日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものであります。

次の2ページをお願いいたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。

監査委員の意見書は、3ページから6ページに掲載させていただきました。いずれも適正に作成されているものと御意見をいただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりの9ページをお開きください。

総括表②です。初めに、実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、左側の表の中ほど、令和元年度一般会計決算の実質収支は、小計欄のとおり1億9,976万8,000円の黒字であり、比率としましてはマイナス4.35%で該当なしであります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も右側の表の下段、合計欄を見ていただきますと、8億4,476万3,000円の黒字のため、この比率についてもマイナス18.39%で該当いたしません。

10ページをお願いいたします。

総括表③です。実質公債費比率の算出経過を表した表であります。実質公債費比率とは、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。中段の右端に掲載してありますとおり、平成29年度から令和元年度の3か年の平均で6.8%であり、早期健全化基準である25%を大きく下回っています。昨年報告しました平成30年度の比率は7.1%であり、0.3ポイント低くなっております。

11ページをお願いします。

総括表④です。将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高など、実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。算出経過を掲載しておりますが、右下の枠の下に小さい数字がございますが、令和元年度の将来負担比率はマイナス35.1%となり、昨年度に続きバー表示となりました。昨年報告しました比率はマイナス20.4%ですので、さらにマイナスとなりました。

次に、公営企業における資金不足比率の説明をいたしますので、9ページにお戻りください。

公営企業会計が一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の会計の収支を事前にチェックするため、公営企業における資金不足比率というものが定められています。右の表を御覧いただきますと、令和元年度において水道事業会計は3億9,690万5,000円、下水道事業会計は9,508万7,000円と、それぞれ剰余額を計上しており、資金不足は発生しておりません。

今後とも、法の目的にありますよう、財政の健全性を維持するため、毎年これらの比率を算

定し、その結果を議会に報告するとともに、住民へ公表させていただきます。

以上、報告第9号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明とさせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました認定第1号から認定第6号までと議案第68号から議案第75号までと、発議第1号を合わせ、15件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件15件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、決算認定関係です。

認定第1号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、認定第1号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すこととなっています。令和元年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からは決算全体の概略説明をさせていただきます。

初めに、決算書をお願いいたします。

決算書の111ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。令和元年度の歳入総額は89億9,535万4,436円、歳出総額は86億9,620万2,154円となり、歳入歳出差引額は2億9,915万2,282円であります。このうち翌年度への繰越財源である繰越明許費繰越額が9,934万1,000円、事故繰越繰越額が4万2,460円ありますので、差引実質収支額は1億9,976万8,822円となりました。昨年度と比較し、額にして1,989万4,364円、率にして11%の増となっております。

次に、178ページをお願いいたします。

このページから最終ページまでは、財産に関する調書であり、公有財産や基金など、令和元

年度中の増減をお示ししております。178、179 ページの公有財産の(1)土地・建物につきましても、令和元年度中の増減欄に数字が入っておりますが、これらの詳細はピンク色の表紙の令和元年度主要な施策の成果に関する説明書の一番最後のページ、64 ページに内訳を掲載しておりますので、決算書と併せて後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、端数処理の都合上一致しない部分があることをあらかじめ御了承願います。

それでは、資料を替えまして、別冊で表紙が黄色の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、こちらで説明をさせていただきます。

1 ページ、2 ページで一般会計及び特別会計の決算の概要を簡潔にまとめてあります。

一般会計においては、小・中学校の空調設備設置事業や亜炭鉱跡防災対策事業の増額などにより、歳入歳出とも前年度を大きく上回ったことが特徴とも言えます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表の歳入であります。歳入決算額は先ほども申し上げましたが、収入済額（C）欄の歳入合計欄に表示してあるとおり、89 億 9,535 万 4,436 円です。対前年度 6 億 2,240 万 4,613 円の増、率にして 7.4%増加しました。

それでは、前年度決算額と比較し、増減額が大きいもの、特徴的なものを中心に款ごとに説明させていただきます。

款 01 町税です。昨年と比較し 8,186 万円ほど増額となっております。主な要因は、固定資産税の増収や軽自動車税の増収などによるものです。

少し行を飛びまして、款 12 分担金及び負担金です。前年度と比較し 1,676 万円ほどの減となりました。主な要因は、保育の無償化に伴う市立保育料の減などによるものです。

款 13 使用料及び手数料も 1,815 万円ほどの減となりました。これも同様に保育の無償化によるものです。

款 14 国庫支出金は 1,522 万円ほどの増となりました。増額の主な要因は、子育てのための施設利用費給付金やプレミアム付商品券事業の実施に伴う補助金の皆増によるものです。

款 15 県支出金につきましても 2,650 万円ほどの増となりました。国と同じく、子育てのための施設利用費給付金のほか、参議院議員選挙委託費やみたけ会館の耐震化に係る施設整備費補助金の皆増によるものです。

款 18 繰入金は財源調整のため、財政調整基金の繰入れを増やしたことにより、2,465 万円ほど増加しています。

款 20 諸収入は、南海トラフ巨大地震、亜炭鉱跡防災対策事業に対する助成金により 2 億 1,132 万円ほど増加しております。

なお、6 ページの左端、表全体の中ほどになりますが、収入未済額の合計額を掲載していま

す。令和元年度の収入未済額は8,107万4円、前年度は8,730万4,980円でしたので、623万円ほど減少しております。これは、前年度に引き続き、職員の頑張りによる町税の収納率の向上によるものです。

次に、7ページ、8ページの歳出決算について御説明申し上げます。

支出済額（B）欄の合計欄、一般会計の歳出総額は、繰り返しになりますが、86億9,620万2,154円となりました。前年度と比較して5億9,793万4,789円の増、率にして7.4%と、歳入同様増加しております。

歳出についても、前年度決算と比較し、増減額が大きいものを中心に御説明申し上げます。

款02 総務費は、対前年度で4,661万円ほどの増となりました。主な要因は、新庁舎建設に係る基本設計業務委託料や町長・町議会議員選挙、参議院議員選挙の執行、町ホームページリニューアル業務委託料の皆増などによるものです。

その下、款03 民生費は、プレミアム付商品券事業やみたけ会館の耐震化に係る施設整備費補助金、保育園民営化引継ぎ補助金の皆増など、対前年度約8,062万円の増。

款07 商工費は、平成30年度に実施した諸之木峠公衆トイレ整備事業の皆減などにより、全体で1,221万円の減少。

款08 土木費は、耐震補強工事補助金や道路維持工事費の減などにより2,260万円ほどの減額となりました。

款09 消防費は、亜炭鉱跡防災対策事業費の増額や防災行政無線のデジタル化を進める事業の皆増などにより、対前年度で3億3,115万円ほど増加しております。

次に、（C）欄の翌年度繰越額は、令和2年6月定例会においても報告をさせていただいておりますが、逡次繰越、事故繰越も合わせまして15件の事業を繰り越し、合計で4億3,474万1,909円となりました。

ページを飛びまして、19ページをお願いいたします。

この19ページから24ページまでが町税等の収納状況表であります。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額をお示ししております。

次に、25ページをお願いいたします。

このページから30ページにかけて、節別の執行状況表を掲載しております。

次に、31ページから36ページは、人件費明細表です。予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬の支払い対象者の内訳を掲載しております。

37、38ページは、各会計の過去の10年間にわたる歳出決算額の推移であります。

次の39ページは、地方債の年度末残高の一覧であり、事業区分ごとに借入金額、償還金額、

年度末残高を載せてあります。

令和元年度一般会計におきましては、新たに6億1,349万円の借入れをしまして、元金4億5,120万1,000円を償還していますので、差引き年度末残高は53億2,213万7,000円で、前年度より1億6,228万9,000円、率にして約3.1%の増となりました。

40 ページは、地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の使途状況と入湯税の使途状況をお示ししております。

41、42 ページは、地方自治法第241条第5項の規定により、特定の目的のため設置された定額運用基金の令和元年度における運用状況の報告であります。2つの基金とも利息の積み増しによる増額のみとなっております。

最後に、別冊でピンク色の表紙のつづりは、主要な施策の成果に関する説明書であります。

今回より、予算執行状況が当初予算の説明資料と比較できるよう、掲載方法を変更しております。また、この後報告がいただけると思いますが、監査委員による決算審査意見書つづりを別冊でお配りしてございますので、併せてお目通しをお願いいたします。

以上で、認定第1号 令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどお願いいたします。

議長（高山由行君）

認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、認定第2号、第3号、第4号の3件を続けて御説明させていただきます。

初めに、認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

国民健康保険の現況でございますが、令和元年度末の被保険者数は4,004人、前年度4,170人、世帯数は2,498世帯、前年度2,567世帯ということで、社会保険の適用拡大により減少傾向でございます。保険給付費を被保険者数で割った1人当たりの平均給付費ですが、令和元年度は約38万1,000円、前年度は約38万4,000円でしたので、若干減少をしております。

今後も給付の適正化及び保健事業の充実を図っていきたいと思っております。

それでは、決算書134ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が21億8,842万

418 円、歳出総額が 21 億 6,303 万 1,078 円となり、実質収支額は 2,538 万 9,340 円となりました。

次に、決算の詳細について説明をさせていただきます。

別とじ黄色表紙の令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書をお願いいたします。

9 ページをお願いいたします。

まず歳入、款 01 国民健康保険税ですが、収入済額が 4 億 2,920 万 4,690 円で、対前年度 1,671 万 4,173 円の減となっております。こちらは、被保険者数の減少が影響していると考えております。

収納状況につきましては、21 ページをお願いいたします。

最下段の国民健康保険税の部分ですが、収納率は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年度分と滞納繰越分の合計で全体の収納率は 77.4%となりました。対前年度で 1.9%の増となっております。

9 ページにお戻りください。

国民健康保険税の不納欠損につきましては、58 人、389 万 7,351 円の不納欠損処分を行いました。

収入未済額につきましては、1 億 2,150 万 619 円、収納率の向上もあり、対前年度 1,359 万 5,441 円の減となっております。

今後も被保険者間の公平を保つため、厳正なる調査に基づき滞納処分を行うなど、滞納整理を行い、財源の確保に努めていきたいと思っております。

続きまして、款 03 県支出金は 15 億 6,854 万 1,864 円で、歳出での保険給付費等に対する交付金となります。対前年度 6,707 万 1,136 円の減となりました。

款 07 諸収入の不納欠損 53 万 412 円は、一般被保険者返納金の過年度分 11 件で、時効によるものでございます。

款 08 国庫支出金 94 万 3,000 円は、制度改正に伴いますシステム改修に対する補助となっております。

次に、11 ページをお願いいたします。

歳出になります。

款 02 の保険給付費は、15 億 2,710 万 2,111 円で、対前年度 7,211 万 1,844 円、4.5%の減となりました。こちらについては、被保険者の減少などが影響していると考えております。

款 03 の国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険税を財源として、県により算定された医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の事業費納付金を県に納付するもので、

5億946万8,223円、対前年度で461万7,201円、0.9%の増となっております。

款04の保健事業費は2,252万6,666円で、対前年度で478万4,772円、27%の増となりました。主にレセプトデータによる分析事業や電話、AIによる特定健診受診勧奨事業などによるものでございます。

款05の基金積立金は、国民健康保険基金へ7,126万6,034円の積立てを行い、令和元年度末残高で2億1,533万4,031円となりました。平成30年度からの制度改正による国民健康保険事業費納付金の算定結果に備え、今後の保険税率の抑制のため、基金を運用するものでございます。

主なもののみ説明をいたしました。後ほどほかの資料も含めてお目通しのほどよろしくお願いたします。

以上で認定第2号 令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

次に、認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、岐阜県の広域連合で運営されております。各市町村では、保険料の徴収と保険証の引渡し、各種届や申請のための窓口業務を行っております。

現況でございますが、令和元年度末の御嵩町の被保険者数は2,804人、前年度2,724人でありましたので、80人の増加となっております。高齢化に伴い、毎年増加している状況でございます。

それでは、決算書147ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございますが、令和元年度の歳入総額は2億1,834万8,581円、歳出総額は2億1,251万9,318円で、実質収支額は582万9,263円となりました。

続きまして、決算の詳細について説明いたしますので、再び黄色表紙の決算に関する説明書、13ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01保険料は、収入済額1億4,958万9,800円で、対前年度436万2,700円の増となっております。

収納状況につきましては、23ページで説明させていただきますので、23ページをお願いいたします。

上から3段目、後期高齢者医療保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞納繰越分を合わせました全体の収納率は99.4%となり、対前年度で0.1%増加しております。

では、13ページにまたお戻りください。

後期保険料につきましては、不納欠損はございませんでした。

収入未済額につきましては89万3,100円で、対前年度6万200円の減となりました。

款04の繰入金は、事務費、保険基盤安定、保健事業費に係る一般会計からの繰入金を合わせて5,571万825円、対前年度94万9,310円の減、歳入全体の25.5%を占めております。

款05の諸収入の収入未済額9,300円は、二重還付における未返納分となっております。

次に、下段の歳出について説明をさせていただきます。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料や基盤安定負担金などで2億292万4,768円、対前年度で439万3,168円、2.2%の増となりました。こちらは、歳出全体の95.5%を占めております。

款03の保健事業費は551万873円、対前年度で86万8,923円、18.7%の増となっております。こちらにも主なもののみ説明をさせていただきましたが、後ほどほかの資料も含めてお目通しをよろしくお願いいたします。

以上で、認定第3号 令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

最後に、認定第4号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

介護保険特別会計は、保険事業勘定とサービス事業勘定に分けて執行をしております。

初めに、現況説明をさせていただきます。

令和元年度末の第1号被保険者数は5,676人、前年度5,580人で、前年より96人増えております。また、要介護認定者数は939人で、前年度から18人の増。なお、要介護認定率は16.5%と前年度と同じでございました。

それでは、保険事業勘定の決算状況の説明をさせていただきます。

決算書168ページを御覧ください。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が17億7,713万2,015円、歳出総額が16億5,711万3,401円となり、実質収支は1億2,001万8,614円となりました。

それでは、決算の詳細について説明いたしますので、黄色表紙の決算に関する説明書、15ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款01保険料ですが、収入済額3億9,913万8,520円で、対前年度66万2,100円の減となっております。

収納状況につきましては、23ページで御説明させていただきますので、23ページをよろし

くお願いいたします。

最下段、介護保険料の特別徴収分と普通徴収分の現年度分、滞納繰越分を合わせた全体の収納率は97.8%でした。対前年度で0.1%の減となっております。

それでは、15ページにお戻りください。

介護保険料の不納欠損につきましては、84件、224万4,280円となっております。

款03の国庫支出金は3億7,052万6,708円で、対前年度204万6,764円の増となっております。

款04の支払基金交付金は4億4,380万2,000円で、対前年度873万8,769円の増となっております。

款05の県支出金は2億4,851万4,224円で、対前年度863万634円の増となっております。

款6繰入金は2億4,960万2,240円で、対前年度497万500円の減となっております。

次に、下段の歳出について説明をさせていただきます。

款02の保険給付費は15億477万6,522円で、対前年度1,296万4,140円、0.9%の減となっております、こちらは歳出全体の90.8%を占めております。

今後も給付の適正化、介護予防事業の充実などを図り、保険給付費の抑制に努めてまいりたいと思います。なお、介護サービスの受給者数は延べ人数で9,965人と、前年度より14人減少をしております。

款04諸支出金は5,179万1,845円で、対前年度1,167万4,723円の減となりました。

款05の地域支援事業費は7,976万1,658円で、対前年度204万2,431円の増となっております。

続きまして、サービス事業勘定について説明をさせていただきます。

サービス事業勘定は、介護保険認定者のうち要支援1、要支援2及び介護予防日常生活支援総合事業対象者の方の介護相談や介護予防プランを作成する事業の勘定となっております。

では、決算書の177ページをお願いいたします。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の実質収支に関する調書ですが、歳入総額が863万8,660円、歳出総額が687万4,283円となり、実質収支額は176万4,377円となりました。

決算に関する詳細説明をさせていただきますので、黄色表紙の説明書、17ページを御覧ください。

まず歳入ですが、款01のサービス収入630万2,680円で、対前年度29万7,780円の増となりました。こちらは、介護予防のプラン作成でございまして、作成件数1,455件、対前年度から131件の増となっております。

次に、下段の歳出について説明をさせていただきます。

款 01 事業費は 528 万 1,283 円で、対前年度 156 万 2,810 円、42%の増となりました。こちらは、災害時要援護者システム Windows10 に対応するためのシステム改修などによるものでございます。

こちらにも主なもののみ説明をいたしましたが、後ほどほかの資料も含めてお目通しのほどよろしくお願いをいたします。

以上で、認定第 4 号 令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わります。

以上で、認定第 2 号、第 3 号、第 4 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

認定第 5 号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第 6 号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

それでは、認定第 5 号及び認定第 6 号について説明をさせていただきます。

2 件とも地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定による利益の処分の議決、並びに同法第 30 条第 4 項の規定により、決算の認定を求めるものです。

最初に、認定第 5 号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

それでは、別冊の水色の表紙、水道事業会計決算書の 13 ページをお願いいたします。

初めに、令和元年度水道事業の概要を説明いたします。

3. 業務の(1)業務量です。

2 の年度末給水件数は、当年度 6,572 件で、前年度比 42 件の増加となりました。続きまして、6 の年間総配水量は 226 万 3,842 立方メートル、7 の年間有収水量は 195 万 5,424 立方メートルとなりましたので、8 の年間有収率は 86.4%、前年度比では 3.2 ポイントの低下となりました。

続きまして、決算書の 1 ページ、2 ページをお願いいたします。

令和元年度御嵩町水道事業決算報告書でございます。

区分、右ページの決算額にて御説明をいたします。

初めに、1 の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。

第1款水道事業収益の決算額は6億2,533万9,796円です。このうち第1項の営業収益は、水道使用量収入などで4億9,324万3,587円。

第2項営業外収益は長期前受金戻入などで1億3,209万6,209円。

第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。

第1款水道事業費用の決算額は5億6,841万8,017円です。このうち第1項の営業費用は県水受水費、水道施設の動力費、修繕費、委託料、減価償却費などで5億5,888万4,240円。

第2項の営業外費用は企業債利息、消費税などで953万2,697円。

第3項の特別損失は1,080円。

第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

こちらは、資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は3,584万5,549円です。このうち第1項の出資金は水道管路耐震化事業に対する一般会計からの出資金で420万円。

第2項の負担金は給水申込金などで1,894万5,549円。

第3項の補助金は重要給水施設配水管布設替え工事に係る県補助金1,270万円です。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は1億2,700万4,516円です。このうち第1項の建設改良費は重要給水施設配水管布設替え（第2工区）工事、赤坂配水池及び美佐野加圧ポンプ場テレメータ更新工事などで1億1,531万9,989円。

第2項の償還金は、企業債元金償還金で1,168万4,527円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,115万8,967円は、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額にて補填いたしました。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

当年度の純利益は下から4行目に記しました4,958万1,886円となりました。これに前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を合わせた当年度未処分利益剰余金は9,763万5,592円です。

次の6ページは剰余金計算書となります。後ほどお目通しいただき、7ページをお願いします。剰余金処分計算書です。

先ほど5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金のうち、議会の議決による処分類として、建設改良積立金の積立てに4,958万1,886円を資本金への組入れに1,168万4,527円としようとするものです。

以降、8ページ、9ページには貸借対照表、10ページ以降には決算の附属書類として、1. 概況、12ページには2. 工事、13ページには3. 業務を掲載しております。

17ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。令和元年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、最下段の資金期末残高は4億2,393万7,365円となりました。

18ページから20ページは収益費用明細書、21ページは資本的収入及び支出、22ページから23ページは固定資産明細書、24ページは企業債明細書です。令和元年度末の未償還残高は、表の一番下段、1億4,478万9,858円となります。

25ページは注記、26ページから27ページは消費税及び地方消費税算出表となります。

以上で、認定第5号 令和元年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

それでは、別冊のピンク色の表紙、下水道事業会計決算書の13ページをお願いします。

初めに、令和元年度下水道事業の概要を説明いたします。

3. 業務の(1)業務量です。

2の処理区域内人口は当年度1万4,059人で、前年度比253人の増加となりました。続きまして、6の年間汚水処理水量は160万8,576立方メートル、7の年間有収水量は112万8,736立方メートルとなりましたので、8の年間有収率は70.2%、前年度比では11.2ポイントの低下となりました。

続きまして、決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

令和元年度御嵩町下水道事業決算報告書でございます。

区分、右ページの決算額にて御説明いたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。

第1款下水道事業収益の決算額は6億6,630万2,680円です。このうち第1項の営業収益は

下水道使用料収入などで1億9,884万6,006円。

第2項営業外収益は他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入などで4億6,745万6,674円でした。

次に支出です。

第1款下水道事業費用の決算額は6億4,482万8,231円です。このうち第1項の営業費用は減価償却費、流域下水道維持管理負担金、委託料などで5億579万4,845円。

第2項の営業外費用は企業債利息などで1億527万1,386円。

第3項の特別損失は、退職給付費などで3,376万2,000円。

第4項の予備費の支出はございませんでした。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらは、資本的収入及び支出です。

収入から御説明いたします。

第1款資本的収入の決算額は2億4,614万8,500円です。このうち第1項の企業債は、下水道事業債で7,570万円。

第2項の出資金は、一般会計からの出資金1億852万4,000円。

第3項の補助金は、下水道整備に伴う国の補助金などで2,870万6,000円。

第4項受益者負担金及び分担金は、下水道整備に伴う受益者負担金などで2,310万5,500円。

第5項他会計補助金は、一般会計からの補助金1,011万3,000円です。

次に支出です。

第1款の資本的支出の決算額は5億978万3,492円です。このうち第1項の建設改良費は、繰越工事の南山台東団地面整備（第3工区）工事、通常工事の中汚水幹線管渠改築第2期、3期工事などの工事請負費や流域下水道建設負担金などで1億1,623万7,174円。

第2項の償還金は、企業債元金償還金で3億9,354万6,318円です。

欄外の補填説明でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,363万4,992円は、引継ぎ金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額にて補填をいたしました。

次に5ページをお願いいたします。

損益計算書です。

消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

当年度の純利益は、下から3行目に記しました1,789万5,947円です。前年度繰越利益剰余金がゼロ円であることから、一番下の行の当年度未処分利益剰余金は同額となります。

次の6ページは、剰余金計算書となります。後ほどお目通しいたさき、7ページをお願いいたします。剰余金処分計算書です。

先ほど、5ページの損益計算書にて御説明いたしました当年度未処分利益剰余金を議会の議決による処分額として全額を減債積立金の積立てに積み立てようとするものです。

以降、8ページ、9ページには、貸借対照表、10ページ以降には、決算の附属書類として1. 概況、12ページには2. 工事、13ページには3. 業務を掲載しております。

16ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書となります。令和元年度中の現金の増減を業務活動、投資活動、財務活動ごとにお示したもので、最下段の資金期末残高は8,152万6,486円となりました。

17ページから18ページは収益費用明細書、19ページは資本的収入及び支出、20ページから21ページは固定資産明細書、22ページから26ページは企業債明細書です。

この26ページをお願いいたします。令和元年度末の未償還残高は、表の一番下段、46億2,120万7,715円となります。

27ページは注記、28ページから29ページは消費税及び地方消費税額算出表となります。

以上で、認定第6号 令和元年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 安藤信治君。

監査委員（安藤信治君）

それでは、令和元年度決算審査意見書つづりにて報告させていただきます。

1ページでございます。

御監第29号、令和2年8月19日、御嵩町長 渡邊公夫様、御嵩町監査委員 安藤雅博、同じく安藤信治。

令和元年度各会計歳入歳出決算の審査意見についてということで、地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出するものであります。

審査の概要としまして、(1)審査の対象、令和元年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、令和元年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和元年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和元年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、審査は、令和2年8月4日、5日、6日の3日間、御嵩町役場の第2委員会室で行われました。

手続については、お目通しいただきたいと思います。

次の2ページで、審査の結果としまして、令和元年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、並びに各基金の運用状況を示す書類について、関係諸帳簿と照合及び関係職員の説明を聴取審査した結果、①予算の執行は適正かつ効率的に行われていると認められた。②決算の計数は正確であると認められた。③財産の取得、管理及び処分は適正に行われていると認められた。

続きまして、(2)のほうの意見でございますが、これについては、共通事項、お目通しを願いたいと思います。

その次の3ページでございますが、各課に対する意見。細々と指摘事項等もありましたが、中には税務課の県民税の徴収率の滞納繰越分が県下1位であったことは大変評価できるというような結果も審査させていただきました。

それから、4ページの保険長寿課におきましては、国民健康保険特別会計において特定健診の受診率が昨年よりも向上し、取組の成果が見られたというような審査結果も得られております。

それから、同じく後期高齢者医療特別会計のほうでは、滞納繰越分 86.7%、前年度比プラス 45%と、特筆すべき水準であったということも審査させていただいております。

5ページは、先ほど総務課長のほうから説明もありましたが、定額資金の運用基金の審査の意見書。

それから、6ページは水道事業会計の決算の審査意見について。この審査結果についても、お目通し願いたいと思います。特に7ページの有収率について、ポイントが下がっているというようなことでありますが、老朽管の改修対策が最善の改修方法であろうというような審査をしております。

それから、8ページの下水道事業会計の決算の審査意見について、これについても9ページの有収率、かなり下がってしまったわけですが、これについても令和元年度の降水量が非常に多かったということで、地下水の浸入がなかなか防ぎ切れないというような部分もございますので、これからも有収率の向上に努められたいというような審査結果と意見を添えております。

以上、一般会計、特別会計、それから水道会計、下水道事業会計、以上につきまして意見書を提出して、皆さんに報告させていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

監査、御苦労さまでございました。

ここで、暫時休憩といたします。再開予定時刻は10時50分にしたいと思います。

午前10時34分 休憩

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

続いて、人事案件に入ります。

議案第 68 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、議案第 68 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、説明申し上げます。

議案つづり 3 ページをお願いいたします。

田中妙子さんは、平成 26 年 10 月から教育委員を務めていただいております、本年 9 月 30 日をもって任期満了となります。引き続き再任をお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

生年月日は昭和 46 年 12 月 31 日、住所は御嵩町中 2390 番地 3。

任期は、令和 2 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

資料つづり 1 ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

補正予算関係に入ります。

議案第 69 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、議案第 69 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について説明いたします。

補正予算書つづりをおめくりいただき、ピンク色の表紙の裏面、1 ページをお願いいたします。

第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算の総額に 1 億 3 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 131 億 909 万 9,000 円とする旨、規定しております。

第 2 条では地方債の補正について規定しております。

それでは、6 ページの第 2 表 地方債の補正をお願いいたします。

本補正予算におきまして、2件の地方債の変更をしております。

変更の1つ目は、橋梁整備事業に係る起債990万円を100万円に減額変更するものです。これは、当初予定していた橋梁維持工事に対する交付金の内示が少なかったため、起債についても減額するものです。

2つ目、臨時財政対策債は、交付税本算定結果により、発行可能額を2,360万5,000円増額し、2億4,360万5,000円とするものです。

いずれの起債につきましても、起債の方法、利率、償還方法には変更はございません。

次に、歳入の補正について説明をいたしますので9ページをお開きください。

款09 地方特例交付金777万3,000円及び款10 地方交付税1億4,915万6,000円は、令和2年度分の交付額確定による増額です。

款13 使用料及び手数料は、あゆみ館駐車場用地を亜炭鉱跡防災対策事業のプラント用地として目的外使用するため、8万1,000円の増額。

款14 国庫支出金、目01 総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システムの改修に係る補助金の増額、目02 民生費国庫補助金は、自立支援審査支払システムを制度改正に併せて改修するための補助金の追加。

目04 土木費国庫補助金は、起債でも説明したとおり、内示により防災安全交付金を減額し、款全体で512万1,000円の減額となります。

10 ページ、款15 県支出金、項01 県負担金は、国民健康保険税本算定に伴い、国民健康保険基盤安定負担金82万円の増額。

項02 県補助金の目02 民生費県補助金は、特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援分に対する補助金と、高齢者閉じこもり予防のための備品購入に対する地域での支え合い活動事業費補助金の追加。

目05 商工費県補助金は、新型コロナウイルスの影響による事業中止に伴う皆減。

目07 教育費県補助金の節01 教育総務費補助金は、小・中学校でのオンライン授業を導入するための補助金の追加、節02 生涯学習費補助金は、新型コロナウイルスの影響による事業中止に伴う減、県補助金合わせて83万4,000円の減額です。

項03 委託金は人件費の減額に伴い、17万9,000円の減額。

11 ページをお願いいたします。

款17 寄附金、目01 指定寄附金は、女性奉仕活動団体から子育て中の女性などの活躍事業にと100万円の寄附を頂きましたので、民生費寄附金として追加しています。

款18 繰入金、項01 基金繰入金、目01 財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整として1億7,311万5,000円の繰入れ減と、目02 ふるさとふれあい振興基金繰入金は、みたけの

森ささゆりまつりの中止により 62 万 1,000 円の減額です。

項 02 特別会計繰入金は、令和元年度決算に基づく繰出金の精算返還金で、2つの会計を合わせて 1,665 万 3,000 円の繰入金を計上しています。

款 19 繰越金は、令和元年度一般会計の決算に伴い、当初予算額と実質収支額との差額 7,976 万 8,000 円の増額です。

12 ページ、款 20 諸収入は、令和元年度広域連合へ支払った後期高齢者療養給付費負担金の精算返還金のほか、観光ツアー事業等に対してとうしん地域振興協力基金助成金の採択による追加、B & G 海洋センター浄化槽ブロー取替え工事に対する補助金の追加など、合わせて 995 万 3,000 円を追加計上しております。

款 21 町債につきましては、先ほど第 2 表で説明いたしましたとおりでございます。

13 ページからは、歳出となります。

今回の補正におきましては、令和 2 年 4 月 1 日付の人事異動や 7 月までの実績に基づき、各科目において人件費及び費用弁償の旅費の補正をしておりますが、これらの説明は省略させていただきます。

また、新型コロナウイルスの影響により中止、延期した事業についても、精査の上、総額 709 万 8,000 円を減額しております。これらの事業についても説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、款 02 総務費、項 01 総務管理費、目 05 財産管理費は、保健センターエアコンの故障に伴う更新工事として 288 万円の追加。

目 16 基金費の福祉向上基金は、指定寄附金として頂いた 100 万円を積み立てるもの。財政調整基金は、令和元年度決算剰余金のうち、約 2 分の 1 に当たる 9,988 万 5,000 円を積み立てるものです。

14 ページをお願いします。

項 03 戸籍住民基本台帳費は、戸籍附票システムと住基システムを連携できるようにするためのシステム改修委託料として 232 万 7,000 円の増額。

項 04 選挙費は、令和 3 年 1 月に予定されている知事選挙から投票区を 12 か所から 5 か所に再編することに伴い、報酬、食糧費、スロープ設置手数料、掲示板設置委託、投票所借上料などを減額する一方、新型コロナウイルス対策のための消耗品、移動投票所用バスの借上料、投票所用 P C などの購入費を計上し、合わせて 161 万円の増額です。

15 ページをお願いいたします。

款 03 民生費、目 02 国保年金事務取扱費は、国保税本算定により基盤安定繰出金の増額と、給付対象が増えたことによる出産育児一時金繰出金の増額など国民健康保険特別会計繰出金と

して 354 万 9,000 円の増額をしております。

目 04 老人福祉費、節 17 備品購入費は、高齢者閉じこもり予防用手打ちマージャン卓購入費 11 万 6,000 円の追加、節 27 繰出金は、決算に基づく介護保険特別会計繰出金の増額 962 万 6,000 円です。

目 09 障がい福祉費、節 12 委託料は、制度改正に伴う自立支援審査支払システム改修のため 55 万円の増額。

節 18 負補交は、NPO法人に対するグループホーム建設に係る補助金 500 万円の追加。

節 19 扶助費は、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援分の追加 9 万 5,000 円です。

16 ページの中ほど、款 04 衛生費、目 02 予防費の報償費は、コロナ対策として少人数接種に変更したため、回数増加により 27 万円の増額です。

17 ページは省略させていただき、18 ページをお願いいたします。

款 08 土木費、目 04 橋梁維持費は、起債でも説明したとおり、防災安全交付金の内示額減に伴い、委託料及び工事費、合わせて 2,500 万円を減額しています。

19 ページをお願いします。

款 09 消防費、目 05 亜炭鉱対策費は、充填技術協会を退会したことによる協会負担金 5 万円の皆減。

款 10 教育費、目 02 事務局費の節 11 役務費は、小・中学校の修学旅行キャンセル発生に対応する手数料 25 万 6,000 円の増額。

節 13 使用料及び賃借料は、小・中学校でオンライン授業を行うシステムの使用料 18 万 2,000 円を追加しています。

20 ページ、項 02 小学校費は、老朽化し倒壊のおそれのある伏見小学校の倉庫の解体工事費と上之郷小学校の牛乳保冷库を更新する備品購入費、合わせて 157 万 9,000 円を増額。

項 03 中学校費は、交付税本算定結果に基づき、共和中学校一般分担金とコロナ対策に係る特別分担金、合わせて 100 万 6,000 円の増額です。

項 04 生涯学習費、目 01 生涯学習総務費の節 11 役務費は、コロナで講座等が中止となり、資料送付が増えたことによる郵便料 10 万円の増額。

目 02 公民館費は、伏見公民館のPCBを適切に廃棄処分するために必要な手数料と、御嵩公民館の浄化槽ブローの取替え工事費、合わせて 445 万 1,000 円を増額しています。

21 ページをお願いいたします。

項 05 保健体育費の目 02 海洋センター費は、B&G海洋センターの合併浄化槽のブロー取替えが必要となったことにより 100 万円を増加しております。

最後に、今回は人件費の補正を行っておりますので、22 ページ、23 ページには給与費明細書、24 ページには地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 69 号、令和 2 年度一般会計補正予算（第 5 号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 70 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 71 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 72 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、以上 3 件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第 70 号、第 71 号、第 72 号の 3 件を続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第 70 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明させていただきます。

補正予算書つづりの中の黄色表紙の裏の 1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,055 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 23 億 4,744 万 9,000 円とするものです。

詳細について説明をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

歳入です。

款 01 の国民健康保険税は、本算定による補正で、4,568 万 2,000 円の増額となります。当初、納付金算定時の標準保険料率で予算編成したものを本算定に伴い、実数字に変更したものでございます。なお、付加総額に対する収納率につきましては、令和元年度現年度分の収納率 95.6%としております。

款 05 繰入金は、国民健康保険税の本算定及び出産育児一時金の件数見込み増に伴う補正で、354 万 9,000 円の増額となります。

6 ページをお願いいたします。

款 06 繰越金は、令和元年度の実質収支確定により 62 万 9,000 円の減額となります。

款 08 国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症による保険税減免分の交付金として 195 万 7,000 円を計上させていただいております。

7 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 01 総務費は、国民健康保険団体連合会負担金の確定により 3,000 円の増額となります。

款 02 保険給付費は、出産育児一時金の見込みの増により 294 万円の増額となります。

款 03 国民健康保険事業費納付金は、8 ページまでにまたがりませんが、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分ともに保険税の本算定、臨時交付金に伴う財源内訳の変更でございます。

8 ページ、最下段の款 04 保健事業費は、特定健診未受診者に対する昨年同様 2 回目の勧奨を実施するため、185 万 9,000 円の増額となります。

9 ページを御覧ください。

款 05 基金積立金は、令和元年度決算に伴う繰越金などを積み立てるため、3,657 万 8,000 円の増額となります。

款 06 諸支出金は、前年度の保険給付費等交付金の普通交付分の精算に伴う償還金としまして 917 万 9,000 円の増額となります。

以上で、議案第 70 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

続きまして、議案第 71 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの薄紫色の表紙裏、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 390 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 4,290 万 7,000 円とするものでございます。

詳細について説明をさせていただきます。

4 ページをお願いいたします。

歳入です。

款 6 繰越金は、令和元年度の実質収支確定によるもので、390 万 7,000 円の増額となります。次に下段、歳出です。

款 04 諸支出金、令和元年度の事務費及び保健事業に係る一般会計繰出金の精算に伴い、75 万円の増額となります。

款 05 予備費は、歳入歳出調整として 315 万 7,000 円の増額となります。

以上で、議案第 71 号 令和 2 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

最後に、議案第 72 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,200万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,000万7,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を909万6,000円とするものでございます。

それでは、保険事業勘定の詳細から説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。

歳入です。

款01 保険料は、介護保険料の本算定賦課によるもので、特別徴収分、普通徴収分を合わせた714万6,000円の増額となります。こちらは、被保険者数の増加によるものでございます。

款06 繰入金、項01 一般会計繰入金、現年度分につきましては、地域支援事業費の人件費の増額に伴い、329万5,000円の増額、過年度分につきましては、令和元年度地域支援事業精算に伴い、633万1,000円の増額となり、合わせて962万6,000円の増額となります。

項02 介護サービス事業勘定繰入金は、令和元年度介護サービス事業勘定の繰入れて、176万5,000円の増額となります。

款08 繰越金は、令和元年度実質収支確定により、1億347万円の増額となります。

8ページをお願いいたします。

歳出の説明になります。

款04 諸支出金、項01 償還金及び還付加算金は、令和元年度分の国・県支払基金からの交付金を精算し、不要となった額を返還するために7,326万5,000円の増額となります。

続けて、項02 繰出金、令和元年度の介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金などの一般会計からの繰入金の精算に伴い、1,590万3,000円の増額となります。

款05 地域支援事業費、項02 包括的支援事業・任意事業費は、人件費の見込みにより329万5,000円の増額となります。

款06 予備費は、歳入歳出調整として2,954万4,000円の増額となります。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明をさせていただきます。

12ページを御覧ください。

歳入です。

款03 繰越金は、令和元年度実質収支確定により159万6,000円の増額となります。

下段、歳出になります。

款02 諸支出金は、介護サービス事業勘定繰越金の確定に伴い、保険事業勘定への繰り出しとして176万5,000円の増額となります。

款 03 予備費は、歳入歳出調整により 16 万 9,000 円の減額となります。

以上で、議案第 72 号 令和 2 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

以上で、議案第 70 号、71 号、72 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

議案第 73 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

議案第 73 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明させていただきます。

補正予算つづりの緑色の表紙の裏面の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、本会計の補正予算（第 1 号）を定める総則。

第 2 条は、本会計予算の第 4 条、本文括弧書き中の「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億 3,900 万円」を「3 億 4,030 万円」に、「前年度分損益勘定留保資金 757 万円」を「887 万円」に改め、資本的支出の予定額を補正するものでございます。

支出の第 1 款資本的支出を 130 万円増額し、5 億 5,030 万円とするものです。

次の 2 ページは、補正予算実施計画、3 ページからは令和 2 年度予定貸借対照表、6 ページからは注記となっておりますので、後ほどお目通しのほどお願ひし、8 ページをお願いいたします。

補正予算実施計画明細書です。

資本的支出の部といたしまして、支出の款 1 資本的支出、節 15 修繕費は、西田団地南の第 11 号マンホールポンプの点検結果に伴う修繕費として 100 万円を、節 22 委託料は、北切地区面整備実施設計業務委託の入札差金 1,520 万円を減額、節 31 工事請負費は、北切地区面整備工事に委託料の入札差金分に 30 万円を加え、1,550 万円を増額するものです。

次の 9 ページから 10 ページは、令和 2 年度予定キャッシュ・フロー計算書です。後ほどお目通しのほどよろしくお願ひいたします。

以上で、議案第 73 号、御嵩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、条例等についてを行います。

議案第 74 号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 石原昭治君。

住民環境課長（石原昭治君）

それでは、議案第 74 号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

議案つづりでは 6 ページですが、資料つづりで説明しますので、資料つづりの 2 ページをお願いいたします。

改正趣旨としまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法ですが、これの一部が令和 2 年 5 月 25 日から施行され、個人番号の通知カードが廃止されたため、通知カードの再交付に伴う手数料を定めた条例を改正するものです。

改正概要としまして、御嵩町手数料条例では、通知カードの再交付について、1 枚につき 500 円を徴収することにしてありますが、デジタル手続法の一部が施行され、通知カードが令和 2 年 5 月 25 日に廃止されたことにより、再交付の手続が行われなくなったため、この規定を削除するものです。

施行日は公布の日からです。

3 ページには、条例改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 74 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 75 号 御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

御嵩町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

お手元の議案書つづりは 8 ページ、資料つづりは 4 ページになります。

資料つづりにて説明をさせていただきますので、資料つづり 4 ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和 2 年 6 月 5 日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改

正する省令の一部を改正する省令が公布され、居宅介護支援事業所における管理者要件等が改正されたため、改正するものでございます。

改正の内容は、第6条、管理者の要件といたしまして、令和3年4月1日以降、管理者として主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなど、やむを得ない理由がある場合は、管理者を介護支援専門員にできること。

附則第2項、管理者要件の適用の要件といたしまして、令和3年3月31日時点で、介護支援専門員が管理者である居宅介護支援事業所についての管理者要件の適用を令和9年3月31日まで延長するものでございます。

施行日は、令和3年4月1日、ただし、附則第2項、第3項につきましては、公布の日からとなります。

資料の5ページから6ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第75号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

続いて、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、議会事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長 中村治彦君。

議会事務局長（中村治彦君）

それでは、お手元の令和2年御嵩町議会第3回定例会議案その2をおめぐりください。

1ページを願います。

朗読いたします。

発議第1号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を次のとおり提出する。

令和2年9月1日提出

提出者	御嵩町議会議員	谷口鈴男
賛成者	〃	岡本隆子
	〃	山田儀雄
	〃	安藤雅子

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税
財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育子育て、防災減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

岐阜県御嵩町議会

内閣総理大臣様
財務大臣様
総務大臣様

厚生労働大臣様
経済産業大臣様
内閣官房長官様
経済再生担当大臣様
まち・ひと・しごと創生担当大臣様

以上でございます。

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、提出者より説明を求めます。

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

ただいま議会事務局の局長より朗読をしていただきました発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、提出の趣旨を説明させていただきます。

今さら言及するまでもなく、新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、我々国民生活への不安が続いております。

この中で、地方税、地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政は福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

そこで、御嵩町議会は、全国町村議長会及び岐阜県町村議長会の意見を踏襲し、大きく次の5点について、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう強く要望することといたしました。

- 一つ、臨時財政対策債の累積発行額の縮減。
- 一つ、地方交付税の総額確保。
- 一つ、万全の減収補填措置の実行。
- 一つ、積極的な整理・合理化による国税・地方税の新設・拡充及び継続。
- 一つ、適正な固定資産税制度の維持・確保。

詳細な内容につきましては、先ほど局長が朗読されたとおりであります。

国の機関に対して、私どもは意見書を提出したいという思いであります。どうかよろしく御審議のほどお願いをいたします。

以上であります。

議長（高山由行君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 11 時 50 分とします。

午前 11 時 35 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 5、議案の審議及び採決を行います。

議案第 68 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 68 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月7日月曜日、午前9時より開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

午前 11 時 50 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 奥 村 悟

署 名 議 員 安 藤 信 治

